令和７年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務委託募集要領

京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室

１　事業の目的

京都府における不妊治療の開始年齢は、35歳以上の方が７割程度と多く、いわゆる「妊活」を開始されたときには、妊娠率が相当程度低下し、不妊症のリスク発見も遅れている状況にある。この背景には、妊娠率が年齢とともに低下するといった科学的な知識が乏しいことや、そうした知識を持った上で、若年期から自身のライフデザインを考える機会がないことが挙げられる。これらを踏まえ、プレコンセプションケアを推進するため、男女ともに若者が妊娠・出産に関する科学的知識を学び、自分自身の健康管理やライフデザインについて考える機会を提供するための取組を実施する。

２　業務概要

（1）業　務　名　　令和７年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務

（2）業務内容　　別紙「令和７年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務委託仕様書」及び「企画提案仕様書」のとおり

（3）契約期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日
※令和７年度京都府当初予算が京都府議会において議決されない場合は、当該事業は廃案とし委託契約を締結しませんのでご留意ください。

（4）委託上限額　　５，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しないこと。

（2）民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者でないこと。

（3）京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

（4）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（6）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4　参加手続

（1）担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室　母子保健係
電話：075-414-4302
電子メールアドレス：kodomo@pref.kyoto.lg.jp

（2）募集要領等の配布

ア　配布期間：令和７年２月６日（木）から令和７年３月10日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

イ　配布場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html）からダウンロードできる。

（3）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限：令和７年３月11日（火）※午後５時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所：（1）に同じ

ウ　提出方法：持参（平日の午前９時から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5　事前説明会

（1）開催日時：令和７年２月18日（火）午後13時30分から午後14時30分まで

（2）開催方法：web会議システム（zoomミーティング）を用いて実施

（3）　申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、令和７年２月17日（月）午後４時までに参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、４（1）に提出すること。（電子メール。ただし着信確認の電話連絡を行うこと。）

6　質疑・回答

この募集要領の内容に疑義等がある場合は、次のとおり受け付ける。

（1）受付期間：公募開始日から令和７年２月21日（金）午後５時※必着

（2）質疑方法：持参のほか、郵送又は電子メールにより、４（1）に提出すること。

（3）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア　件名は「令和７年度京都若者ライフデザイン推進事業（プレコンセプションケアセミナー）業務委託に関する質問」とすること。

イ　質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、ＦＡＸ番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（４）回答日時：令和７年２月27日（木）予定

（５）回答方法：質問への回答は、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html）に掲示し、個別には回答しない。

７　応募書類

（１）提出書類

別紙「提出書類一覧」を参照すること。

ア　参加表明書（様式１）

イ　共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

※　共同企業体での応募の場合は、構成員毎の以下エ～コを提出すること。

ウ　企画提案書（価格提案書（見積書）を含む。）　**１０部**

エ　実績調書（様式２）　**１０部**

オ　府税納税証明書（様式３）

カ　消費税及び地方消費税納税証明書

※　オ及びカについては、発行日から３ヶ月以内のもの。コピー可。

キ　使用印鑑届（様式４）

ク　営業（事業）経歴書（様式５）　**１０部**

ケ　法人の場合 … 商業登記事項証明書（発行日から３箇月以内のもの。コピー可。）、法人定款

任意団体の場合 … 団体の規約、役員一覧

コ　団体概要　**１０部**

サ　「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の２点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

（２）企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（３）提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開

条例に基づき取り扱うこととする。

イ　提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

８　評価方法等

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア　開催日時：別途通知する。

イ　開催方法：web会議システム（zoomミーティング ）を用いて実施

ウ　評価方法

応募事業者１者につき15分程度プレゼンテーションを行い、その後、外部有識者から10分程度の質疑応答時間を設ける。企画提案書（価格提案書（見積書）を含む。）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価し、候補者を１者選定する。なお、プレゼンテーションの様式は任意とする。

（3）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、（2）ウの総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

（4）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書（見積書）の金額が２（4）の委託上限額を超える場合

エ　府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ　評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

９　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて、次の事項を公表するととも

に、担当室において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（1）候補者の名称、総合点及び選定理由

（2）（1）以外の参加者の名称及び総合点

※（1）以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が（選定業者数＋1）者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

（3）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

１０　契約手続

（1）契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

（2）受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第２項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

（3）契約代金の支払いについては、精算払（契約先の財政状況により、予算の範囲内で前金払とすることがある。）とする。

（4）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１１　その他

（1）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面（様式６）により届け出るものとする。

（2）企画提案書（価格提案書（見積書）を含む。）については、１者につき１提案に限る。

（3）参加表明書を提出した後、企画提案書（価格提案書（見積書）を含む。）の差替、訂正、再提出することはできない。ただし、京都府から指示があった場合は除く。

（4）参加表明書を提出した後、京都府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（5）提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

（6）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

（7）参加者が１者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

（8）本事業について、京都府の令和７年度予算が成立しない場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合、提案者が応募に要した経費及び提案者が被る損害については、京都府は一切賠償しない。